

1

介護保険の被保険者 (強制適用)

	1号被保険者	2号被保険者
住所地 (住民票がある)	○	○
年齢	65歳以上	40以上~65歳未満
医療保険加入者	△	○

- ・他の条件はあってもなくても関係ない
- ・介護保険→生活保護を受けていても介護保険の被保険者になる
- ・後期高齢者医療保険→生活保護を受けていると後期高齢者医療保険の被保険者にならない

適用除外施設 (条件をクリアしていても以下の施設に入っていると被保険者にならない)

- ・指定障害者支援施設 (障害者総合支援法)
- ・障害者支援施設 (身体障害者福祉法・知的障害者福祉法)
- ・救護施設 (生活保護法)
- ・医療型障害児入所施設 (児童福祉法)
- ・のぞみ園、国立ハンセン病療養所

2

2

## 取得の時期

ある出来事	例	
市町村の区域内に住所を有する医療保険加入者が40歳に達した時 (誕生日の前日)	2号被保険者になった時	当日
40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上の者が市町村の区域内に住所をもつに至った日	1号・2号が引越してきた時	
市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の者が医療保険に加入した時	生活保護の人が正社員になった時	
市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険未加入者が65歳に達した時(誕生日の前日)	1号被保険者になった時	
市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上の者が適用除外施設を退所したとき	適用除外施設を退所した時	

取得は原則当日(翌日×)、誕生日だけ前日から  
被保険者になったら保険料はすぐ払う(誕生日は前日から払う)イメージ

3

3

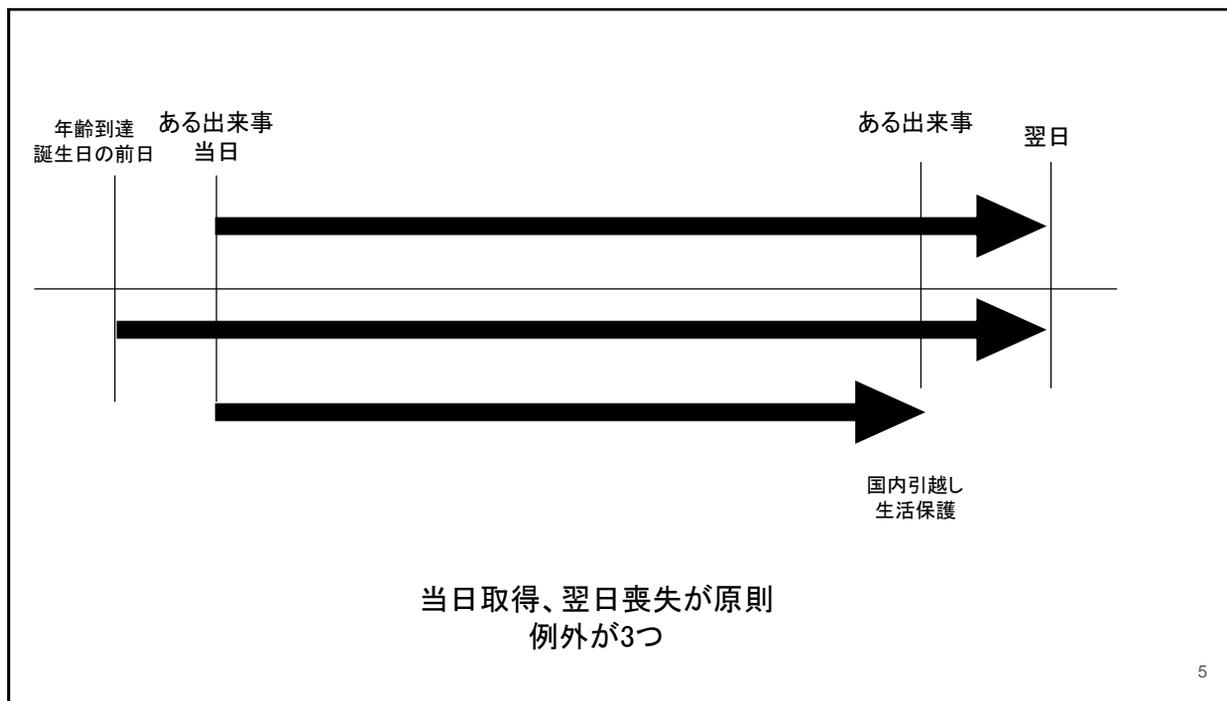
## 喪失の時期

市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者または65歳以上の者が適用除外施設に入所したとき	2号・1号が適用除外施設に入所した時	翌日
死亡したとき	死亡した時	
市町村の区域内に住所がなくなったとき その1	国外へ引越し	
市町村の区域内に住所がなくなったとき その2 その日に、他の市町村の区域内に住所をもつに至った場合	国内の引越し	当日
2号被保険者が医療保険加入者でなくなったとき	生活保護になった時	

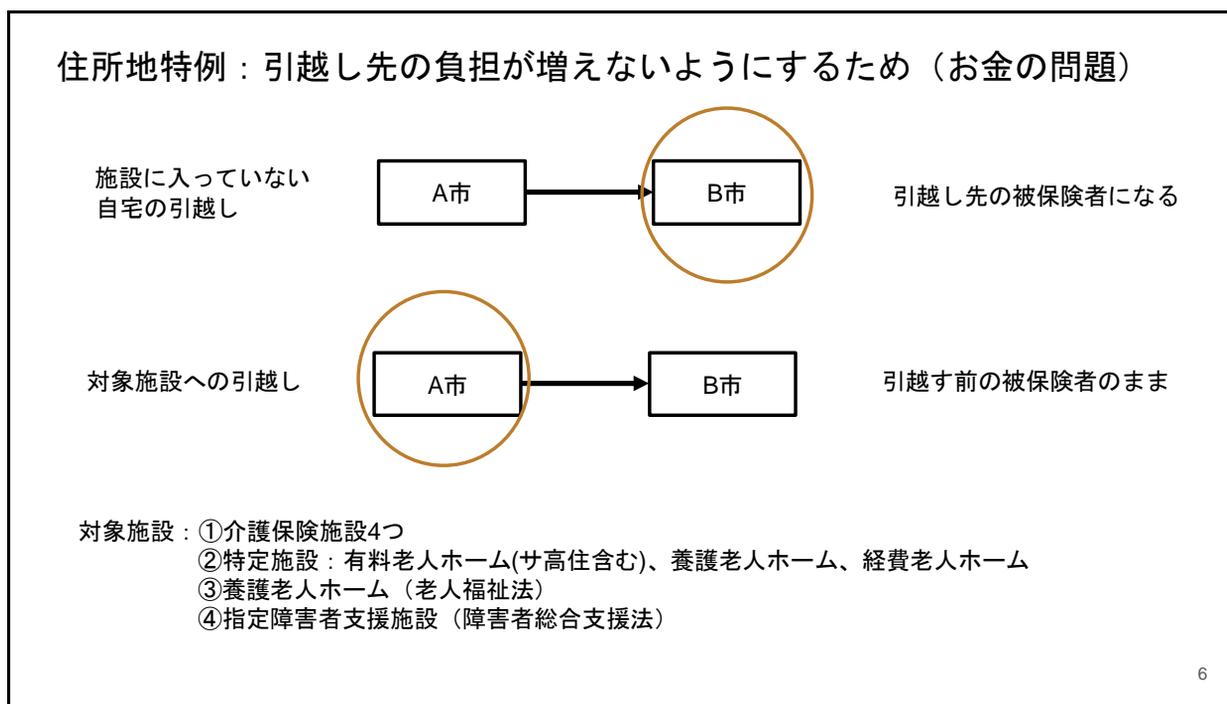
- ・原則翌日喪失(保険料を長く払うイメージ)
- ・当日喪失の国内の引越しは、結局その日に引越し先の市町村の被保険者になり保険料を納める
- ・生活保護になった時は当日から生活保護法に切り替わるイメージ

4

4



5



6

問題 6 介護保険の被保険者資格について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 65歳の誕生日に第1号被保険者となる。
- 2 医療保険に加入している生活保護受給者は、第2号被保険者とはならない。
- 3 海外に長期滞在しており、日本に住民票がない日本国籍を持つ70歳の者は、第1号被保険者とはならない。
- 4 医療保険に加入していない70歳の者は、第1号被保険者となる。
- 5 刑事施設に拘禁されている者は、被保険者とはならない。

7

7

問題 12 介護保険の被保険者について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 65歳未満の生活保護受給者は、医療保険加入者であっても資格がない。
- 2 65歳以上の生活保護受給者は、住所がなくても第1号被保険者となる。
- 3 65歳以上の生活保護受給者は、医療保険加入者であっても第1号被保険者となる。
- 4 年齢到達による資格取得時期は、誕生日の前日となる。
- 5 児童福祉法上の医療型障害児入所施設の入所者は、被保険者とならない。

8

8

問題 4 介護保険の第2号被保険者について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 40歳に達した日に、自動的に被保険者証が交付される。
- 2 健康保険の被保険者である生活保護受給者は、介護保険料を支払う義務はない。
- 3 強制加入ではない。
- 4 医療保険加入者でなくなった日から、その資格を喪失する。
- 5 健康保険の被保険者に係る介護保険料には、事業主負担がある。

9

9

問題 5 介護保険の被保険者資格について正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 居住する市町村から転出した場合は、その翌日から転出先の市町村の被保険者となる。
- 2 被保険者が死亡した場合は、死亡届が提出された日から被保険者資格を喪失する。
- 3 第2号被保険者が医療保険加入者でなくなった場合は、その日から被保険者資格を喪失する。
- 4 障害者総合支援法による指定障害者支援施設を退所した者が介護保険施設に入所した場合は、当該障害者支援施設入所前の住所地の市町村の被保険者となる。
- 5 第2号被保険者資格の取得の届出は、原則として本人が行わなければならない。

10

10